

株取引等報告書、所得等報告書の記入要領

(平成30年版)

I 株取引等報告書（国家公務員倫理法第7条）について

1. 概要

(1) 報告の対象となる職員

国家公務員倫理法第2条第4項に規定する「本省審議官級以上の職員」

- 所得等報告書と異なり、平成29年（1月から12月）の途中で新たに本省審議官級以上の職員となった者でも報告の必要があります。ただし、その者が本省審議官級以上の職員である間に行われたものに限りです。
- 平成29年において、株券等の取得又は譲渡がない者は、株券等を保有していても、報告する必要はありません。
- 昨年本省審議官級以上の職員であった者でも、報告期間前の本年1月又は2月に退職した者は報告の必要はありません。3月中に退職する者は退職日までに提出してください。
- 併任者の場合は、本務府省に提出してください。

(2) 報告の対象となる株取引等

平成29年において行った株券等の取得又は譲渡

- 株券等とは、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（これらが発行されていない場合にあつては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利を含む。）をいい、証券取引所への上場・非上場を問いません。
- 取得及び譲渡（「取引等」）とは、通常の売買、贈与及び相続の他、株式会社の合併、新株予約権付社債券の株式への転換、株式の無償分割といった銘柄、株数に変動があった場合が含まれます。銘柄、株数に変動があった場合には、旧銘柄分を「譲渡」欄に、新銘柄分を「取得」欄に記入してください。
- NISA（少額投資非課税制度）を利用して上記の株券等の取引等を行った場合にも報告書の提出が必要となります。
- 投資信託は株取引等報告書の報告対象外です。
投資信託の収益の分配金は、所得等報告書に記載してください。

(3) 本省審議官級以上の職員が各省各庁の長に報告書の提出を行う期間

平成30年3月1日(木)から4月2日(月)までの間

2. 各欄の記載について

- 「提出日」欄
 - ・ 記入誤り・記入漏れがないよう注意してください。
- 「官職」欄
 - ・ 「〇〇局長」、「〇〇審議官」といった具体的な官職名を記入してください。
- 「年月日」欄
 - ・ 約定日（売買が成立した日のこと。受渡日と異なる場合があるので注意。）、会社の合併等のあった日を記入してください。
ただし、相続の場合は名義変更の日を記入してください。
- 「株券等の種類」欄
 - ・ 株券等が発行されていない場合にあっては、その種類に応じ、「株主権」、「新株予約権」、「新株予約権付社債」と記入してください。
- 「銘柄」欄
 - ・ 新株予約権付社債券については、「〇〇株式会社（第〇回）」のように発行回数を記入してください。
- 「数」欄
 - ・ 株数を記入してください。
 - ・ 株数で記入できないものについては、「対価の額」に対応する取引等の数量（例：新株予約権付社債券の購入券面額）を記入してください。
- 「対価の額」欄
 - ・ 円単位で記入してください。
 - ・ 約定単価に株数等を乗じた額（手数料等を含めない額）を記入してください（下1桁が0以外の場合は、手数料込みとなっていることが考えられます。）。
 - ・ 贈与、相続によって取得した場合は、「対価の額」欄に「0円」と記入してください。
 - ・ 外国株において、外国通貨で売買等された場合には、約定日のレートを用い日本円に換算してください。
 - ・ 仮想通貨で支払った場合も、約定日のレートを用い日本円に換算してください。
- その他
 - ・ 贈与、相続等の場合には、欄外にその事由を例えば「父からの贈与」などと付記してください。
 - ・ 市場で取引されていない未公開の株券等を取得又は譲渡された場合には、その取引の経緯（相手方、券面額、事情等）を簡単に欄外に付記するか、又は別紙に記載の上、添付してください。
- 記載に当たっては、別紙1（P. 8）の記載例を参照してください。

3. 他の報告書との関係

- 事業者等からの贈与によって株券等を取得した場合には、本省課長補佐級以上の職員は、贈与等報告書も提出しなければなりません。
- 所得等報告書と整合性があるかにも留意してください。

Ⅱ 所得等報告書（国家公務員倫理法第8条）について

1. 概要

(1) 報告の対象となる職員

倫理法第2条第4項に規定する「本省審議官級以上の職員」

- 本省審議官級以上の職員のうち、平成29年1年間を通じて、本省審議官級以上の職員であった者に限ります。したがって、例えば、昨年の途中で新たに本省審議官級以上の職員となった者は、報告は必要ありません。
- 昨年1年間を通じて、本省審議官級以上の職員であった者であっても、本年1月又は2月に退職した者については報告は必要ありません。3月中に退職する者は退職日までに提出してください。
- 併任者の場合は、本務府省に提出してください。

(2) 報告の対象となる所得等

平成29年分の所得の金額及び贈与税の課税価額

- 各種所得等の概要は次のとおりです。
次の各種所得の所得金額は、確定申告と同様に収入金額から必要経費等を差し引いた額になります。

《総合課税》

- ・ **事業所得**： 商・工業や漁業、農業、自由職業などの自営業から生ずる所得。
- ・ **不動産所得**： 土地や建物、船舶や航空機などの貸し付けから生ずる所得。
- ・ **利子所得**： 公社債及び預貯金等の利子などの所得（源泉分離課税の適用対象となるものを除く）。
- ・ **配当所得**： 法人から受ける剰余金の配当、公募証券投資信託の収益の分配などの所得（申告分離課税を選択したものを除く）。
- ・ **給与所得**： 俸給、給料、賃金、賞与、歳費などの給与に係る所得。
- ・ **雑所得**： 公的年金等、原稿料や講演料、生命保険の年金など他のいずれの所得区分にも当てはまらない所得。
- ・ **譲渡所得**： ゴルフ会員権や金地金、機械などの資産を譲渡したことによる所得。
- ・ **一時所得**： 生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得。

《申告分離課税》

- ・ **土地等の事業・雑所得**
 - ： 個人の不動産業者等の有する棚卸資産等に係る土地等の譲渡による事業・雑所得（ただし、平成10年1月1日から32年3月31日までの間の譲渡については、分離課税は適用されません）。

- ・先物取引の事業・譲渡・雑所得
 - ： 一定の先物取引に係る事業・雑所得。
- ・短期譲渡所得
 - ： 土地や建物、借地権等の土地の上に存する権利を譲渡したことによる所得のうち、譲渡した資産の取得の日の翌日から譲渡の年の1月1日までの所有期間が5年以下のもの。
- ・長期譲渡所得
 - ： 土地や建物、借地権等の土地の上に存する権利を譲渡した事による所得のうち、譲渡した資産の取得の日の翌日から譲渡の年の1月1日までの所有期間が5年を超えているもの。
- ・株式等の事業・譲渡・雑所得
 - ： 株式等の譲渡による事業・譲渡・雑所得。
- ・上場株式等の配当所得
 - ： 上場株式等に係る配当等、公募証券投資信託の収益の分配などで申告分離課税を選択したものの所得。

《その他》

- ・山林所得： 山林（立木）を伐採して譲渡したことなどによる所得。
 - ・贈与税の課税価額
 - ： 贈与税申告書に記入する課税価額（相続税法第21条の2に定める価格で、基礎控除等を差し引く前の価格）。
- 源泉徴収による所得税だけで済まされる所得（源泉分離課税）の取り扱いについて
- ・ 源泉分離課税とされる利子所得・配当所得、確定申告をしないことを選択した配当所得については、報告の必要はありません。
 - ・ 確定申告をしないことを選択した源泉徴収選択口座を通じて行った株式等の譲渡所得については、「株式等の事業・譲渡・雑所得」欄に「源泉徴収選択口座」と記載（金額等は不要）してください。
- 日本における税が免除される所得等の取り扱いについて
- ・ 国外で課税されているなどの理由により日本における税が免除される所得等についても、適宜、各種所得欄に記載してください。

(3) 本省審議官級以上の職員が各省各庁の長に報告書の提出を行う期間

平成30年3月1日(木)から4月2日(月)までの間

2. 各欄の記載について

○「提出日」欄

- ・ 記入誤り・記入漏れがないよう注意してください。

○「官職」欄

- ・ 「〇〇局長」、「〇〇審議官」といった具体的な官職名を記載してください。

○「 国からの給与所得のみ 国からの給与所得以外の所得等あり」欄

- ・ いずれか該当する方の欄にチェックを入れてください。なお、「国からの給与所得のみ」の方にチェックを入れた場合は、表中の項目について記載する必要はありません。

○「所得金額」欄

- ・ 円単位で記入してください。
- ・ 収入金額はあったが、必要経費等の関係から、所得金額がゼロ又は赤字の場合には、損益通算ができない配当・一時・雑所得等については「0」、損益通算ができるものについては「マイナスの金額」を確定申告書記載のとおり記入してください。
- ・ 確定申告を行った者については、確定申告書A、B又は分離課税用の「所得金額」欄の金額（所得税法第23条以下に定める各種所得で収入金額から必要経費等を控除した額）を、確定申告を行っていない者については、該当する所得についてそれぞれ金額を記入してください。例えば、給与所得については、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」の数字を記入してください。

（確定申告書Bを用いて確定申告を行った者で、譲渡所得、一時所得がある場合には、合算することなく、報告書の「譲渡所得」、「一時所得」欄にそれぞれ記入してください。）

○「基因となった事実」欄

- ・ 所得金額のうち合計して100万円を超える所得種目がある場合は、その基因となった事実を、別紙を利用するなどして、できるだけ具体的に記入してください。

例：<不動産所得>アパート（所在地）の賃貸収入

<利子所得>〇〇銀行（国名）の定期預金の利子

<配当所得>〇△株式会社からの配当

<給与所得>□□株式会社からの役員報酬

（注）国からの給与所得については、記入を省略して差し支えありません。

<雑所得>△△株式会社からの原稿料、△〇株式会社からの講演料

<譲渡所得>ゴルフ会員権の〇×株式会社への売却

<短・長期譲渡所得>家屋・宅地・マンション（所在地）の△□株式会社への売却

<株式等の譲渡所得>□〇株式会社の株式の□×株式会社への売却

<先物取引の雑所得>〇月△日に〇×商品取引所で金（数量）を仕切

また、一つの所得種目に複数の事実が存するときは、省略せずに、それぞれについて記載してください。

○「不動産所得」欄

- ・ 100万円を超える不動産所得について、兼業許可の承認を受けている場合は「承認済」、小規模等の理由により承認を必要としない場合は「非該当」と、欄外に付記してください。

○「利子所得」欄

- ・ 個人に対する利子所得は、従来、原則として源泉分離課税とされていた（源泉分離課税とされている利子所得については、報告不要）ことから、この欄に記入対象となる利子は、国外の銀行等に預けた預金の利子などに限定されていましたが、税法の改正により、平成28年1月1日以後に源泉分離課税の適用対象外となった利子所得は対象となります。

例：特定公社債の利子、公募公社債投資信託等の収益の分配等

○「一時所得」欄

- ・ 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金等は、この欄に記入してください。

○「土地等の事業・雑所得」欄

- ・ 「先物取引の事業・譲渡・雑所得」については、分離課税が適用されることとなっていますが、記入欄を設けておりませんので、適宜、この欄に別紙2（P. 9）の記載例を参照の上、記入してください。

○「株式等の事業・譲渡・雑所得」欄

- ・ 「事業・譲渡・雑」の該当するものに別紙2（P. 9）の記載例のように○を付けてください。
- ・ 確定申告をしないことを選択した源泉徴収選択口座を通じて行った株式等の譲渡所得については、「源泉徴収選択口座」と記入（金額等は不要）してください。また、納税申告書の写しをもって報告する場合も余白に同様に記入してください。

○「上場株式等の配当所得」欄

- ・ 上場株式等に係る配当所得等について、申告分離課税を選択した場合は、この欄に記入してください。

○「贈与税の課税価額」欄

- ・ 欄外に別紙2（P. 9）の記載例のように贈与者（例：父）を付記してください。
- ・ 相続税については報告の必要はありません。

○ 納税申告書の写しによる報告について

- ・ 所得等報告書の提出については、国税通則法第2条第6号に規定する納税申告書（所得税及び復興特別所得税の確定申告書、贈与税の申告書等）の写しで代えることもできます。ただし、その場合であっても、所得等報告書に「提出年月日」、「所属部局」、「官職」、「氏名」等の記載及び押印の上、添付して提出してください。
- ・ 納税申告書の写しを利用する場合は、100万円を超える所得種目には、「基因となった事実」を納税申告書の写しに付記してください。
- ・ 納税申告書の写しには、税務署の受理印は必要ありません。
- ・ 申告後の修正等により報告した所得金額等に変更が生じた場合には、遅滞なく訂正の所得等報告書を提出してください。

(注) NISA(少額投資非課税制度)を利用して、非課税となった配当等及び譲渡益については、所得等報告書に記載の必要はありません。また、NISA(少額投資非課税制度)の非課税口座で発生した譲渡損失は、なかったものとみなされるため、他の特定口座や一般口座での譲渡益と損益通算することや、繰越控除することはできません。

3. 他の報告書との関係

- 雑所得の金額は、前年（1月～12月）提出した贈与等報告書の「報酬」の合計金額と5,000円超の差異がないかにも留意してください。
- 株取引等報告書とも整合しているか留意してください。

- 申告書の写しの添付例（確定申告書Bの場合。申告書の書式は一部を省略。）

住所			
等			
所得金額	事業	営業等	
		農業	
	不動産	600,000	
	利子		
	配当	1,200,000	
	給与	20,000,000	
	雑	2,000,000	
	総合譲渡・一時	70,000	
	合計	23,870,000	
所			

○△(株)からの配当
○□(株) 〃
○×(株) 〃

□□省からの給与

△○(株)からの原稿料
□○(株)からの講演料
×○(株) 〃

余白部分や別紙を利用するなどして、基因となった事実を付記してください。

- 記載に当たっては、別紙2（P. 9）の記載例を参照してください。

III その他

- 各報告書は各府省等において、記載内容を点検、審査の上、その写しが倫理審査会に送付されます。倫理審査会においても、審査過程で記載内容について照会等を行うことがありますので、よろしくお願ひします。
- 報告書の提出期限を徒過した場合は、倫理法違反となって処分されることもありますので、期限を厳守してください。

年 月 日提出

株 取 引 等 報 告 書

〇〇大臣 殿

(所属部局) △△局
(官 職) 局長
(氏 名) 倫理 太郎 印

	年 月 日	株券等の種類 (注) 1 参照	銘 柄	数 (注) 2 参照	対価の額	
取 得	29. 4. 3	株券	〇△株式会社	2,000	1,800,000	
	29. 6. 1	株券	××株式会社	500	0	父からの贈与
	29. 9. 1	新株予約権付社債券	□〇株式会社 (第〇回)	100 万円	950,000	
	29.10. 2	株券	〇〇株式会社	500	0	新株予約権付社債券の転換
	29.12. 1	株券	△△□□株式会社	100	0	会社合併による株式交換
譲 渡	29. 5. 1	株券	□〇株式会社	1,000	3,000,000	
	29.10. 2	新株予約権付社債券	〇〇株式会社 (第〇回)	1000 万円	0	株式への転換
	29.12. 1	株券	△△株式会社	1,000	0	会社合併による株式交換

外国通貨で売買した場合には、約定日のレートを用い、日本円に換算してください。

(注) 1 「株券等の種類」欄には、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（これらが発行されていない場合にあつては、その種類に応じ、株主権、新株予約権又は新株予約権付社債）の別を記載する。2において同じ。

2 「数」欄には、新株予約権付社債券の場合にあつては、その額面金額を記載する。

年 月 日提出

所得等報告書

〇〇大臣 殿

(所属部局) △△局
(官 職) 局長
(氏 名) 倫理 太郎 印 国からの給与所得のみ 国からの給与所得以外の所得等あり

		所得金額	基 因 と な っ た 事 実
総 合 課 税	事 業 所 得		
	不 動 産 所 得	1,200,000	マンション(〇〇市…)の 賃貸収入
	利 子 所 得	—	
	配 当 所 得	—	
	給 与 所 得 (国からの給与所得につ いては、記入を省略して 差し支えない)		
	雑 所 得	1,200,000	△△株式会社からの原稿料 △〇株式会社からの講演料
	譲 渡 所 得	—	
申 告 分 離 課 税	一時 所 得	50,000	
	先物取引 事業 土地等の (雑) 所得	1,500,000	〇月△日に〇×商品取引所で 金(数量)を仕切
	短 期 譲 渡 所 得	10,000,000	マンション(〇〇市…)の △□株式会社への売却
	長 期 譲 渡 所 得	50,000,000	宅地(〇〇市…)の△□株式 会社への売却
	株式等の 事業・(譲渡) 雑 所得		源泉徴収選択口座
上場株式等の配当所得	—		
山 林 所 得	—		

非該当

贈 与 税 の 課 税 価 額	2,000,000	父
-----------------	-----------	---

(注) 「基因となった事実」欄には、「所得金額」欄に100万円を超える金額が記載された項に係る「基因となった事実」欄に限り所得の基因となった事実を記載する。